

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1) コーポレートガバナンスの構築・運営に関する基本事項

JXTGグループ(※)は、コーポレートガバナンスを適切に構築・運営することにより、経営理念を実現し、もって、JXTGグループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ります。このような認識の下、当社は、以下のとおり、JXTGグループのコーポレートガバナンスを構築・運営します。

(※)「JXTGグループ」とは、JXTGホールディングス(以下「当社」といいます。)および3つの中核事業会社に代表される子会社群で構成される企業集団を指します。

ア. 持株会社体制における各社の役割

JXTGグループは、エネルギー、石油・天然ガス開発および金属の各事業を中核事業とする企業集団であるところ、これら3事業は、それぞれ事業形態が大きく異なることから、当社を持株会社とし、その下に各中核事業を推進するための3つの事業会社を配置するという体制をとる。このような体制の下、当社は、グループ全体最適の観点から、JXTGグループ理念、JXTGグループ行動基準、中長期経営計画・予算等の経営の基本方針(以下「経営の基本方針」という。)の策定、経営資源の配分および各中核事業会社の経営管理を担う一方、各中核事業会社は、経営の基本方針に従った機動的な事業遂行を担う。

イ. 機関設計

当社は、監査等委員会設置会社とする。

ウ. 取締役会

当社の取締役会は、取締役会長、取締役社長、複数の常勤取締役、各中核事業会社の社長を兼務する非常勤取締役および社外取締役で構成し、次の方針に基づき運営する。

(ア) 経営の基本方針の審議・決定および業務執行に対する監督に重点を置く。

(イ) 業務執行の機動性の向上を図るため、重要な業務執行の決定の一部を当社の取締役社長に委任する。

(ウ) 当社および中核事業会社の重要な業務執行案件にかかる投資採算性評価・リスク・進捗等の重要事項について、当社の取締役社長および各中核事業会社の社長等から報告を受け、経営の基本方針との適合性を検証し、これらを監督する。

エ. 監査等委員会

(ア) 当社の監査等委員会は、強力な情報収集力を有する常勤の監査等委員と、豊富な知識・経験に加え、強固な独立性を有する社外取締役である監査等委員とが適切に連携し、高い実効性と客観性をもった組織的かつ体系的な監査を行う。

(イ) 当社の監査等委員会は、監査等委員が取締役としてそれぞれ有する取締役会における議決権の行使および監査等委員でない取締役の人事・報酬に関する意見陳述権の行使を通じて、業務執行について監督を行う。

オ. 社外取締役

当社は、社外取締役の豊富な知識・経験を経営に活かすとともに、意思決定の透明性・客観性を確保するため、次の取組みを行う。

(ア) 当社の取締役会において経営の基本方針を決定するにあたり、その検討段階から社外取締役の関与を求め、多角的な観点から検討・議論を重ねるとともに、重要な業務執行の決定および重要な業務執行の監督にあたっては、社外取締役の意見を踏まえ、経営の基本方針との適合性を十分検証する。

(イ) 当社の取締役会において当社の取締役等の人事・報酬を決定するにあたり、社外取締役が過半数を占め、かつ社外取締役が議長を務める指名諮問委員会・報酬諮問委員会に諮問することにより、その決定プロセスの透明性を確保する。

カ. 執行役員および経営会議

(ア) 当社は、取締役会の決定に基づき機動的に業務を執行する機関として、執行役員を置く。

(イ) 当社は、取締役社長が社長執行役員として業務執行を決定するにあたり、社長決裁事項の協議機関として、取締役会長、社長執行役員、副社長執行役員、常務執行役員のうち社長執行役員が指名する者、中核事業会社の社長等から構成する経営会議を設置し、慎重な審議を経て意思決定を行う。

(ウ) 経営会議には、常勤の監査等委員が出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するとともに、これらを他の監査等委員と共有する。

キ. 中核事業会社におけるガバナンス体制

(ア) 各中核事業会社は、監査役設置会社とする。各中核事業会社においては、取締役が相互監視機能を十分発揮するための仕組みとして取締役会を設置し、各中核事業会社自らがリスク分析や経営の基本方針との適合性の検証を十分行う。また、当社の常勤の監査等委員を各中核事業会社の非常勤監査役として派遣し、中核事業会社の取締役の職務執行を監査する。

(イ) 中核事業会社の重要な業務執行にかかる意思決定(当該中核事業会社の傘下の子会社の重要な業務執行案件を含む)については、中核事業会社の取締役会での決定の後、原則として、当社の取締役会での決定または報告を必要とする。各中核事業会社のその他の業務執行については、当社の決定した経営の基本方針と経営資源配分の範囲内で、各中核事業会社にその執行を委ねることとし、中核事業会社の経営会議における審議を経て中核事業会社の社長がこれを決定する。

(2) コーポレートガバナンス・コードに関する対応方針

当社は、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードの趣旨に賛同し、当社がコーポレートガバナンスを構築・運営する上で有効と考えることから、全ての原則に応諾することを基本方針とし、JXTGグループとしてこれを実践します。

(3) 「JXTGグループのコーポレートガバナンスに関する基本方針」の制定および公表

当社は、JXTGグループのコーポレートガバナンスについて、その基本的な考え方と構築・運営に関する事項を定めた「JXTGグループのコーポレートガバナンスに関する基本方針」(以下「基本方針」といいます。)を制定し、当社ウェブサイト公表しております。

(<https://www.hd.jxtg-group.co.jp/company/system/governance.html>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードにおいて開示が求められている各事項については、それぞれ基本方針または本報告書の以下の項目等をご覧ください。

【原則1－4. 政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

基本方針第6章6.「上場会社株式の保有方針、政策保有株式の議決権行使および政策保有株主との関係」をご覧ください。

(2) 検証の内容

当社は、2019年11月開催の取締役会において、例外的に保有する上場株式について、個別銘柄毎に保有目的が適切か、保有に伴う便益(数値化困難な便益を含む。)やリスクが資本コストに見合っているかを具体的に精査し、総合的に保有の適否を検証しております。当社は、2015年11月に「当社および中核事業会社は、原則として上場会社の株式を保有しない」との方針を定めており、当時保有していた全銘柄数の60%について売却しております。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

基本方針第3章8.「取締役の利益相反取引の制限」をご覧ください。

【原則2－6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

基本方針第7章「企業年金に関する取組み」をご覧ください。

【原則3－1. 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

基本方針第1章2.「『JXTGグループ理念』の実現」、同章3.「『JXTGグループ行動基準』の実践」、同章4.「中期経営計画の策定および実行」をご覧ください。なお、当社は、「2040年JXTGグループ長期ビジョン」および「2017年度-2019年度中期経営計画」を策定し、これを公表しております。

(<https://www.hd.jxtg-group.co.jp/company/system/plan.html>)

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書Ⅰ「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」1.「基本的な考え方」をご覧ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

基本方針第5章1.「当社の監査等委員でない取締役および中核事業会社の取締役ならびに当社および中核事業会社の執行役員の報酬等の決定方針」および同章3.「報酬諮問委員会の設置および運営」をご覧ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

基本方針の次の項目をご覧ください。

基本方針第4章1.「取締役候補者の選任方針」

同章2.「経営陣幹部の選解任方針」

同章3.「中核事業会社の取締役および監査役の選任方針」

同章4.「中核事業会社の経営陣幹部の選解任方針」

同章5.「指名諮問委員会の設置および運営」

(5) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

基本方針第4章6.「取締役選解任理由の開示」をご覧ください。

なお、2019年6月26日付で就任した取締役ににつきましては、第9回定時株主総会参考書類をご覧ください。

(https://www.hd.jxtg-group.co.jp/ir/stock/meeting/pdf/jxtg_jp_r_gmi_fy2019.pdf)

【補充原則4－1－1】

基本方針第2章1.「コーポレートガバナンスの構築・運営に関する基本的事項」をご覧ください。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

本報告書Ⅱ「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況」1.の「独立役員関係」の「その他独立役員に関する事項」をご覧ください。

【補充原則4－11－1】

基本方針第4章1.「取締役候補者の選任方針」をご覧ください。

【補充原則4－11－2】

基本方針第3章7.「取締役の他社役員の兼務」をご覧ください。

また、兼務状況を記載した事業報告については、当社ウェブサイトに公表しております。

(https://www.hd.jxtg-group.co.jp/ir/stock/meeting/pdf/jxtg_jp_r_gmi_report_fy2019.pdf)

(「第9期 報告書」3.「会社役員に関する事項」をご覧ください。)

なお、2019年6月26日付で就任した取締役ににつきましては、第9回定時株主総会参考書類をご覧ください。

(https://www.hd.jxtg-group.co.jp/ir/stock/meeting/pdf/jxtg_jp_r_gmi_fy2019.pdf)

【補充原則4－11－3】

当社の取締役会は、2018年11月から2019年1月にかけて、外部コンサルタントを起用し、社外を含む取締役を対象としたアンケートおよびインタビューを行い、取締役会全体の実効性について評価を実施いたしました。その分析・評価結果については、2019年3月26日開催の取締役会において報告しております。

分析の結果、ガバナンスは全体として改善傾向にあると評価されており、取締役会の実効性は概ね確保されていると評価しております。

また、「経営・監督と業務執行の分離」を目的として2018年6月に監査等委員会設置会社に移行したことを機に、審議事項の整理、審議時間・回数確保、自由闊達な議論を促進するための諸施策の実施等を進めたことについても、各取締役から評価されております。

一方、ホールディングスと中核事業会社の役割のあり方、「経営・監督と業務執行の分離」の更なる推進、社外取締役への事前説明のあり方等について引き続き課題が示されたことから、今後、一層の改善に取り組んでまいります。

【補充原則4－14－2】

基本方針第4章7.「取締役および中核事業会社の監査役のトレーニングの実施」をご覧ください。

[原則5－1.株主との建設的な対話に関する方針]

基本方針第6章3.「株主との対話の促進」をご覧ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	281,026,400	8.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	225,870,700	6.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	79,629,700	2.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	66,009,400	1.97
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	54,166,974	1.62
JP MORGAN CHASE BANK 385151	49,161,641	1.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	45,796,100	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	44,079,500	1.32
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	41,462,502	1.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	40,820,600	1.22

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

- 割合は、自己株式(52,088,924株)を控除して計算しています。なお、自己株式には、当社が設定した信託を通じて取得した株式報酬にかかる当社株式(1,195,270株)を含めていません。
- 当社は、自己株式52,088,924株を保有していますが、上記大株主から除いています。
- ブラックロック・ジャパン株式会社及び共同保有者8社から2017年4月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、2017年4月14日(報告義務発生日)現在で下表のとおり株式を所有している旨の記載がありますが、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

氏名又は名称	所有株式数	割合(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	61,879,000	1.81
ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク	9,781,183	0.29
ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー	3,526,600	0.10
ブラックロック・ライフ・リミテッド	9,275,297	0.27
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	12,415,558	0.36
ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッド	4,110,665	0.12
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	42,276,045	1.23
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ	65,807,015	1.92
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッド	8,854,229	0.26
計	217,925,592	6.36

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	石油・石炭製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場会社である株式会社NIPPO（※1）の親会社ですが、当社は、株式会社NIPPOの独立性・自主性を尊重する立場をとっております。

また、当社の完全子会社であるJX金属株式会社は、上場会社である東邦チタニウム株式会社（※2）の親会社ですが、当社およびJX金属株式会社は、東邦チタニウム株式会社の独立性・自主性を尊重する立場をとっております。

※1 株式会社NIPPOは、道路工事、舗装工事等の土木工事を主な事業としており、その株式を東京及び札幌の両証券取引所に上場しております。なお、当社の同社に対する議決権比率は57.0％であります。

※2 東邦チタニウム株式会社は、チタン事業を主な事業としており、その株式を東京証券取引所に上場しております。なお、JX金属株式会社の同社に対する議決権比率は50.4％であります。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	28 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	17 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大田 弘子	学者											
大塚 陸毅	他の会社の出身者								△			
宮田 賀生	他の会社の出身者								△			
高橋 伸子	その他											
西岡 清一郎	学者											
三屋 裕子	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

大田 弘子		○	----	大田弘子氏は、公共経済学および経済政策を専門とし、政策研究大学院大学において長く教育・研究に携わり、また、内閣府政策統括官(経済財政分析担当)、経済財政政策担当大臣等を歴任しており、経済・財政に関して豊富な専門的知識と経験を有しておりますことから、当社の経営に対して指導・助言を行うことができ、併せて、独立した客観的な観点から、経営の監督を行うことができると判断したためであります。 なお、同氏は、当社の独立役員の独立性判断基準(「独立役員関係」「その他独立役員に関する事項」欄をご参照)を満たしており、また、取引所が定める独立性基準に抵触する事項はないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
大塚 陸毅		○		2018年度において、当社の中核事業会社は、大塚陸毅氏が2012年3月まで取締役会長に就任していた東日本旅客鉄道株式会社およびその主な関係会社に対して燃料納入等を行いました。これらの合計金額は、当社の連結売上高の0.22%です。また、当社の中核事業会社は、東日本旅客鉄道株式会社およびその主な関係会社に対して、カード手数料の支払い等を行いました。これらの合計金額は、東日本旅客鉄道株式会社の連結売上高の0.00%です。 大塚陸毅氏は、長年にわたり東日本旅客鉄道株式会社の経営の任に当たっており、会社経営において、高い見識と豊富な経験・確固たる実績を有しておりますことから、当社の経営に対して指導・助言を行うことができ、併せて、独立した客観的な観点から、経営の監督を行うことができると判断したためであります。 なお、同氏は、当社の独立役員の独立性判断基準(「独立役員関係」「その他独立役員に関する事項」欄をご参照)を満たしており、また、取引所が定める独立性基準に抵触する事項はないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
宮田 賀生		○		2018年度において、当社の中核事業会社は、宮田賀生氏が2014年6月まで代表取締役専務に就任していたパナソニック株式会社に対して電材加工製品の販売等を行いました。これらの合計金額は、当社の連結売上高の0.01%です。また、当社の中核事業会社は、パナソニック株式会社およびその主な関係会社に対して、原料代の支払い等を行いました。これらの合計金額は、パナソニック株式会社の連結売上高の0.01%です。 宮田賀生氏は、パナソニック株式会社において、長年にわたり国内外で経営の任に当たり、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。また、同氏は、2015年3月から東燃ゼネラル石油株式会社の社外取締役を務めたのち、2017年4月からは当社の社外取締役を務めてきたことから、当社の経営に対して指導・助言を行うことができ、併せて、独立した客観的な観点から、経営の監督を行うことができると判断したためであります。 なお、同氏は、当社の独立役員の独立性判断基準(「独立役員関係」「その他独立役員に関する事項」欄をご参照)を満たしており、また、取引所が定める独立性基準に抵触する事項はないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
高橋 伸子	○	○	----	高橋伸子氏は、長年にわたるジャーナリストおよび生活者の視点ならびに経済・金融およびコーポレートガバナンスに関する知見を活かし、2015年3月に東燃ゼネラル石油株式会社の社外監査役に就任したのち、2017年4月から当社の社外監査役を務め、取締役の職務の執行の監査を行っております。これらの経験や実績を活かすことにより、当社の経営に対して指導・助言を行うことができ、また、客観的かつ独立した公正な立場に立って、監査等委員でない取締役の職務の執行を監査・監督することができますと判断したためであります。 なお、同氏は、当社の独立役員の独立性判断基準(「独立役員関係」「その他独立役員に関する事項」欄をご参照)を満たしており、また、取引所が定める独立性基準に抵触する事項はないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

西岡 清一郎	○	○	----	西岡清一郎氏は、宇都宮地方裁判所長、東京家庭裁判所長、広島高等裁判所長官等の要職を歴任し、その後は、弁護士として活躍しており、また、慶應義塾大学法科大学院客員教授として後進の指導に当たるなど、司法に関して豊富な専門的知識と経験を有しております。また、同氏は、2016年6月から当社の社外監査役を務め、取締役の職務の執行の監査を行っております。これらの経験や実績を活かすことにより、当社の経営に対して指導・助言を行うことができ、また、客観的かつ独立した公正な立場に立って、監査等委員でない取締役の職務の執行を監査・監督することができると判断したためであります。 なお、同氏は、当社の独立役員の独立性判断基準（「独立役員関係」「その他独立役員に関する事項」欄をご参照）を満たしており、また、取引所が定める独立性基準に抵触する事項はないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
三屋 裕子	○	○	2018年度において、当社および当社の中核事業会社は、三屋裕子氏が代表理事 会長に就任している公益財団法人日本バスケットボール協会から女子バスケットボールチームの活動に対する奨励金を受領しましたが、この合計金額は、当社の連結売上高の0.00%です。また、当社の中核事業会社は、同協会に対して、女子バスケットボールチームに係る登録料を支払いましたが、この金額は、同協会の経常収益の0.00%です。このほか、当社は、同氏が2018年3月まで代表取締役 に就任していた株式会社サイファからセミナー講演料を受領しましたが、この金額は、当社の連結売上高の0.00%です。	三屋裕子氏は、スポーツ界でトップアスリートとして活躍されたのち、多くの会社経営に携わり、また、公益財団法人日本バスケットボール協会代表理事 会長をはじめ各種スポーツ協会の要職を務め、組織運営の強化に尽力するなど、会社の経営者および各種団体の運営者として豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験や実績を活かすことにより、当社の経営に対して指導・助言を行うことができ、また、客観的かつ独立した公正な立場に立って、監査等委員でない取締役の職務の執行を監査・監督することができると判断したためであります。 なお、同氏は、当社の独立役員の独立性判断基準（「独立役員関係」「その他独立役員に関する事項」欄をご参照）を満たしており、また、取引所が定める独立性基準に抵触する事項はないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

執行部門から指揮命令系統を明確に独立させた組織として、監査事務室を設置し、専任の従業員が監査等委員会の職務を補助します。また、監査等委員会の当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、当該従業員の評価、異動等の人事処遇は、常勤の監査等委員との事前の協議を経て、これを決定します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から、監査の計画、実施状況、結果等について定期的に報告を受けるとともに、会計監査人との間で意見・情報の交換を行っております。

また、監査等委員会は、内部監査部門である「監査部」から、監査の計画、実施状況、結果等について定期的に報告を受けるとともに、「監査部」との間に意見・情報の交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社の取締役会において当社の取締役等の人事・報酬を決定するにあたり、社外取締役が過半数を占め、かつ社外取締役が議長を務める指名諮問委員会・報酬諮問委員会に諮問することにより、その決定プロセスの透明性を確保します。

また、当社の監査等委員会は、株主総会において監査等委員でない取締役の人事・報酬に関する意見陳述権を的確に行使することを目的として、監査等委員1名を指名諮問委員会・報酬諮問委員会に出席させます。

【独立役員関係】

独立役員の人数

6名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している。
また、当社は独立役員の「独立性判断基準」を以下のとおり定めている。

【当社の独立役員の独立性判断基準】

当社は、次の要件を満たす社外取締役を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と判断する。

- 社外取締役が、現在および直近の過去3年間に於いて、次に該当する者でないこと
 - 当社の主要な顧客（注1）またはその業務執行者
（注1）直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該顧客に対する当社および中核事業会社の売上高の合計額が当社の連結売上高の2%を超える顧客とする。
 - 当社を主要な顧客とする事業者（注2）またはその業務執行者
（注2）直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社および中核事業会社に対する当該事業者の売上高の合計額が当該事業者の連結売上高の2%を超える事業者とする。
 - 当社の主要な借入先（注3）またはその業務執行者
（注3）直近の過去3事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの連結ベースでの借入額が当社連結資産合計の2%を超える借入先とする。
 - 当社から役員報酬以外に多額の報酬を得ている法律専門家、公認会計士またはコンサルタント（注4）（当該報酬を得ている者が法人、組合その他の団体である場合は、当該団体に所属する法律専門家、公認会計士またはコンサルタント）
（注4）直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社および中核事業会社からの報酬の合計額が1,000万円を超える者とする。
 - 当社の会計監査人または会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
 - 当社から多額の寄付を得ている者（注5）（当該寄付を得ている者が法人、組合その他の団体である場合は、当該団体の業務を運営する者）
（注5）直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社および中核事業会社からの寄付金の合計額が当該寄付先の収入総額の2%を超える寄付先とする。
 - 当社の大株主（注6）またはその業務執行者
（注6）当社の議決権総数の10%以上の議決権を有する者とする。
- 社外取締役の二親等以内の親族が、現在および直近の過去3年間に於いて、次に該当する者でないこと（重要でない者を除く）
 - 当社または当社子会社の業務執行者
 - 上記1.（1）～（7）に該当する者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

監査等委員でない取締役の報酬等は、役割に応じて支給される月額報酬と業績に応じてその額が変動する賞与に加え、報酬額が当社の株式価値と連動する株式報酬の三種類で構成しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、役員区分ごとの報酬等の総額を記載しております。2018年度にかかる役員区分ごとの報酬等の総額は以下のとおりであります。

(ア) 監査等委員会設置会社移行前 (2018年4月1日から第8回定時株主総会 (2018年6月27日) 終結の時まで)

取締役 (社外取締役を除く)	12名	総額140百万円
監査役 (社外監査役を除く)	3名	総額25百万円
社外役員	7名	総額 21百万円

(イ) 監査等委員会設置会社移行後 (第8回定時株主総会 (2018年6月27日) 終結の時から2019年3月31日まで)

監査等委員でない取締役 (社外取締役を除く)	10名	総額374百万円
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	2名	総額51百万円
社外取締役	6名	総額 62百万円

また、有価証券報告書において、報酬等の総額が1億円以上である者に限り、役員ごとの報酬等の総額を記載しております。2018年度にかかる役員ごとの報酬等の総額は以下のとおりであります。

内田 幸雄 (代表取締役) 総額103百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

監査等委員でない取締役の報酬等は、役割に応じて支給される月額報酬と業績に応じてその額が変動する賞与に加え、報酬額が当社の株式価値と連動する株式報酬の三種類で構成しております。当該報酬等の決定方針については、報酬諮問委員会 (社外取締役3名および代表取締役2名で構成し、社外取締役が議長を務める。また、監査等委員会は、株主総会において意見陳述権を的確に行使することを目的として、監査等委員1名を出席させる。) の審議・答申を経て、取締役会の決議によって決定しております。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役の業務遂行を支援するべく、法務部に「取締役事務室」を設置し、専任スタッフを配置しております。

また、監査等委員会による監査機能充実のため、執行部門から指揮命令系統 (人事評価を含む) を明確に独立させた「監査事務室」を置き、専任スタッフを配置し、監査等委員会の職務を補助させています。

なお、取締役会の議案の資料は原則3日前までに社外取締役に送付するとともに、重要な議案については事前説明を行う機会を設けています。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	----	----	----	----	----

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

— 名

その他の事項

・当社は、2019年5月13日開催の取締役会において、2019年6月26日付で、相談役および顧問を廃止することを決議しております。
 ・なお、退任役員の一部について、当該役員の知見を活用し、対外業務 (財界活動、業界活動、公職への就任等) を委任する必要がある場合には、指名諮問委員会への報告、取締役会決議等所要の手続きを経て当該役員に対して特別理事または理事の職を委嘱することがあります。
 ・特別理事の対象者は、当社会長・社長、中核事業会社社長経験者であり、理事の対象者は、特別理事対象者を除く当社・中核事業会社役員経験者です。

・本報告書提出日現在、大井 滋氏が中核事業会社（JX金属株式会社）の特別理事に就任しています。

・相談役および顧問廃止の経過措置として、木村 康および内田幸雄の両氏については、従前の相談役の勤務形態・条件および任期を継続することとしています。両氏についても、明確に任期（最長4年間）を設けており、また、当社の経営には関与いたしません。なお、相談役を廃止したことから、特別理事と呼称しております。

・当社に顧問制度はありませんが、元代表取締役社長等を名誉顧問とする場合があります。名誉顧問（10名）については、非常勤・無報酬の名誉職であるため、記載しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」1.「基本的な考え方」をご覧ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」1.「基本的な考え方」をご覧ください。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日から中3週間前の日までに発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	6月26日に定時株主総会を開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットおよび株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」による議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳を自社及び東京証券取引所のホームページ並びに議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。
その他	株主総会招集通知の内容については、早期に情報を提供する観点から、招集通知発送前の5月22日に自社ホームページに開示しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページの株主・投資家情報ページにおいて、ディスクロージャーポリシーを公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	国内主要各都市において、個人投資家向けセミナーを実施しております。主な説明者はIR担当役員又はIR担当者ですが、社長による説明会も実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに決算説明会を実施しており、社長又はIR担当役員が説明を行っております。また、定期的な主要投資家訪問やカンファレンス等を通じて、社長又はIR担当役員等による個別ミーティングを実施しております。その他、製油所、製錬所等の事業所説明会も年に2回程度行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な主要投資家訪問やカンファレンス等を通じて、会長、社長又はIR担当役員等による個別ミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料室と題したページを設け、決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書・四半期報告書、株主通信、統合レポート、その他の機関投資家・個人投資家向け説明会で使用したプレゼンテーション資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務IR部IRグループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

当社は、「JXTGグループ理念」および「JXTGグループ行動基準」を定め、役員・従業員の一人ひとりが「JXTGグループ理念」を誠実に実践することを通じて社会に対する責任を着実に果たし、ステークホルダーから信頼される企業グループの確立を目指しております。

「JXTGグループ理念」

〔使命〕

地球の力を、社会の力に、そして人々の暮らしの力に。
エネルギー・資源・素材における創造と革新を通じて、
社会の発展と活力ある未来づくりに貢献します。

〔大切にしたい価値観〕

社会の一員として 高い倫理観

誠実・公正であり続けることを価値観の中核とし、
高い倫理観を持って企業活動を行います。

安全・環境・健康

安全・環境・健康に対する取り組みは、
生命あるものにとって最も大切であり、常に最優先で考えます。

人々の暮らしを お客様本位

支える存在として お客様や社会からの期待・変化する時代の要請に真摯に向き合い、
商品・サービスの安定的な供給に努めるとともに、
私たちだからできる新たな価値を創出します。

活力ある未来の 挑戦

実現に向けて 変化を恐れず、新たな価値を生み出すことに挑戦し続け、
今日の、そして未来の課題解決に取り組みます。

向上心

現状に満足せず、一人ひとりの研鑽・自己実現を通じて、
会社と個人がともに成長し続けます。

「JXTGグループ行動基準」

1. コンプライアンスの徹底と社会規範への適切な対応

(1) 私たちは、コンプライアンス（法令・契約・社内規程類の遵守）を徹底し、社会規範に適切に対応します。

(2) 私たちは、コンプライアンスに違反する状態を放置せず、また加担しません。

2. 安全確保

(1) 私たちは、安全は事業活動の大前提と位置づけ、安全に関して高い目標を掲げ、常に安全を確保し、あらゆる事故・負傷災害を防止する対策を講じます。

(2) 私たちは、地震等の自然災害による事業拠点の被害を最小限に抑えるため、予防策および緊急時対策を講じ、役員、従業員、近隣住民およびその他関係者の生命・身体、安全確保に、全力を尽くします。

(3) 私たちは、病気・アルコール・薬物等の影響により、安全が確保されない状況において、就業しません。

3. 環境保全

(1) 私たちは、地球環境がかけがえのないものであることを認識し、限られた資源を取り扱う企業グループとして、水、土壌、大気等の自然資本と生物多様性の保全に努めるとともに、持続可能な社会の形成に貢献します。

(2) 私たちは、低炭素社会の形成に貢献するため、省エネルギーの推進および再生可能エネルギーの普及等に努めます。

(3) 私たちは、資源を効率的に利用するとともに、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）等により、循環型社会の形成に貢献するよう努めます。

(4) 私たちは、資源開発・調達・製造・流通・販売等、バリューチェーンのすべてにわたって持続可能な生産と消費に努めるとともに、社会に対して同様の働きかけを行います。

4. 健康促進

(1) 私たちは、働く人の健康は企業の継続および発展の基盤であるとの認識のもと、心身の健康を維持・増進するための取組みを積極的に支援し、健康確保のための努力を尽くします。

(2) 私たちは、労働衛生の継続的な発展のために、外部と協力して情報収集・発信を行うとともに、事業活動に伴う健康障害リスクを特定し、評価を行い、そのリスクを抑制する対策を推進します。

5. 人権尊重

(1) 私たちは、人権に関する国際規範を尊重し、性別、年齢、国籍、人種、民族、皮膚の色、文化、思想、宗教、信条、政治的見解、性的指向、障がいの有無といった違いを十分認識のうえ、その多様性を尊重し、人権を侵害しません。

(2) 私たちは、内容の如何を問わず、差別・ハラスメントを行いません。

(3) 私たちは、強制労働・児童労働を行いません。

(4) 私たちは、紛争の長期化や人権侵害、非人道的行為の拡大につながる取引を行いません。

6. 価値ある商品・サービスの提供

(1) 私たちは、常に新しい発想と挑戦マインドを持って事業活動を行います。

(2) 私たちは、革新的な技術および有用な商品・サービスの開発・提供を通じて、国内外の

社会課題の解決に貢献し、お客様の満足と信頼獲得に努めます。

(3) 私たちは、商品・サービスの提供にあたり、国内外の基準に準拠し、安全・環境・健康等に関する適切な品質管理およびリスク管理を行うとともに、非常時においても、その安定的な提供に努めます。

(4) 私たちは、常にお客様の視点に立ち、商品・サービスに関する適切でわかりやすい表示・説明を行い、お客様からのお問い合わせについては、誠意をもって迅速に対応します。

(5) 私たちは、商品・サービスに不具合や問題が生じた場合、原因究明および再発防止の徹底に努めます。

7. 公平・公正な取引

(1) 私たちは、国内外の競争法、安全保障貿易管理に関する法令等を遵守し、公平・公正な取引を行います。

(2) 私たちは、国内外のお客様、取引先やビジネスパートナーとともに発展し、もって社会に貢献できる健全な関係を構築します。

(3) 私たちは、第三者の知的財産権を尊重します。

(4) 私たちは、グループ理念にある「高い倫理観」に反して、取引先から現金の提供や贈答・接待を受け、または、取引先に対し現金の提供や贈答・接待を行いません。社会通念上適正な範囲内で、贈答・接待を受け、またこれらを行う場合であっても、透明性を確保するとともに、業務上の決定に不適切な影響を与えないことを前提とします。

(5) 私たちは、反社会的勢力および団体に対して、毅然とした態度を堅持するとともに一切の関係を持ちません。

8. 政治・行政との適切な関係

(1) 私たちは、政治・行政との透明度の高い関係を維持します。

(2) 私たちは、会社として政治活動（ロビー活動を含む。）に関与する場合は、事前に決裁権者による確認・承認を得たうえで、これを実施します。

(3) 私たちは、国内および外国の公務員等（みなし公務員その他規制の対象となる者を含む。）に対し、贈賄等の汚職にあたる行為を実施しません。

9. 利益相反の回避

(1) 私たちは、すべての事業活動において、自らの利益ではなく、会社の利益を優先します。

(2) 私たちは、会社による承認なしに、会社の利益と相反する行為を行いません。

10. 会社資産の保全・管理

(1) 私たちは、会社の有形資産および無形資産を、適切に維持、管理、保護します。

(2) 私たちは、会社の有形資産および無形資産を、業務以外の用途に使用しません。

(3) 私たちは、業務上、新たな発明・発見等を行った場合、これを会社の知的財産権として保護します。

11. 適切な情報管理と情報開示

(1) 私たちは、自己の職務の範囲内において、適切な方法で社内外の情報を取得することとし、これを自己の職務以外の目的に使用しません。

(2) 私たちは、個人情報の取得および利用にあたり、その利用目的・範囲を明確に定めるとともに、個人情報を厳格に管理し、その保護に細心の注意を払います。

(3) 私たちは、業務上必要なすべての記録および報告を、事実に基づき、正確に、遺漏なく、かつ適時に作成します。

(4) 私たちは、権限のない者が会社情報にアクセスすることを制限するなど機密度に応じて、会社情報の機密を厳格に保持します。また、会社情報の正確性・信頼性を確保するとともに、これを適切に整理・保存し、必要なときに確実に利用できるようにします。

(5) 私たちは、インサイダー取引を行いません。

(6) 私たちは、さまざまなステークホルダーとの円滑なコミュニケーションを確保するため、適切な手段を用いて、正確でわかりやすく、かつ、適時に会社情報を開示します。

12. 健全な職場環境の確立

(1) 私たちは、適切な健康管理・ワークライフバランス等の推進により、職場でいきいきと働くとともに、自らおよびその家族ならびに職場の仲間が、健康で文化的な生活をおくれるよう努めます。

(2) 私たちは、多様な個人が最大限に力を発揮できるよう、ダイバーシティを推進します。

(3) 私たちは、総合の対話および円滑な意思疎通を通じて、働きやすい職場環境を確保・維持するよう努めます。

(4) 私たちは、人材の育成に努め、自らおよびお互いの能力伸長を図ります。

(5) 私たちは、事業活動に従事する間に宗教活動、政治的活動およびこれに類する活動を行う場合は、事前に決裁権者による確認・承認を得ることとします。

13. 市民社会の発展への貢献

(1) 私たちは、事業活動のあらゆる拠点において、環境、文化、慣習を尊重し、地域社会、自治体、市民団体等との対話・連携・協働を行います。

(2) 私たちは、社会貢献活動を通じて、市民社会の発展に貢献します。

14. 違反行為への対処と再発防止

(1) 私たちは、この行動基準に違反するまたは違反するおそれのある行為を発見した場合、上司への報告、関係部署への相談または内部通報制度の利用により、その解決を図ります。

(2) 私たちは、通報行為を理由として通報者に対して不利益となる行為を行いません。

(3) 私たちは、この行動基準に違反する事態が発生した場合、その原因を徹底して究明するとともに、効果的な再発防止策を定め、これを遂行します。

なお、私たちは、自らがこの行動基準が禁止する行為を行った場合、就業規則等に則り、処分の対象となることを認識します。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社およびJXTGグループ各社は、「JXTGグループ理念」の下、その実現に向けた日々の事業活動、環境保全活動およびCSR活動を次のとおり実施しております。 〔エネルギー事業〕 ・製油所、製造所等の安全・安定操業の徹底 ・震災時給油可能サービスステーションの展開 ・環境配慮型商品・サービスの開発・販売 〔石油・天然ガス開発事業〕 ・オペレーター事業を中心とした安全操業と安定生産 ・事業展開国・地域における教育支援等の社会貢献活動 ・油・ガス田における温室効果ガス排出量削減活動 〔金属事業〕 ・鉱山、製錬所、工場等における安全・安定操業の徹底 ・非鉄金属資源の効率的な採掘・製錬・加工・リサイクル ・低濃度PCB廃棄物、アスベスト廃棄物等の無害化処理事業の展開 〔その他〕 ・次世代の育成支援及びスポーツ文化の振興 ・創作童話集の発行・寄贈、奨学助成金の寄付を行うJXTG童話賞 ・地域に密着した環境保全活動・ボランティア活動 なお、CSRに関する取組みの最新の状況につきましては、当社ホームページ (https://www.hd.jxtg-group.co.jp/csr/) にこれを掲載しているほか、CSRレポートを刊行いたします。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ディスクロージャーポリシーを定め、迅速、適正かつ公平な情報開示に努めております。なお、ディスクロージャーポリシーにつきましては、当社ホームページ (https://www.hd.jxtg-group.co.jp/disclosure/) に掲載しております。 また、当社は、「インサイダー取引防止規程」を定め、当社および中核事業会社にかかる重要事実が決定され、または発生したときは、遅滞なくこれを公表することとしております。 さらに、当社は、「危機・緊急事態対応規程」を定め、経営に影響を及ぼす危機・緊急事態が発生した場合の情報の取扱いについて、「情報の隠蔽・加工」、「不確実な情報の開示」、「不平等な情報の開示」および「情報提供者に対する不利益」を禁じ、「透明性のある円滑なコミュニケーション」を行うことを基本姿勢としております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「JXTGグループ理念」の下、「JXTGグループ行動基準」を踏まえ、以下の基本方針に基づいて、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備し、これを運用する。

当社は、内部統制システムの運用に当たり、これをJXTGグループ全社横断的にかつ実効性ある形で実施するため、JXTGグループ内部統制会議を設置し、運用状況の定期的モニタリングを行い、不断の改善に努めるものとする。

1. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 国内外を問わず、公正な企業活動を展開し、JXTGグループに対する社会的信頼を向上させるべく、コンプライアンスを徹底するための規程類を整備・運用し、職務上のあらゆる場面において、法令、定款および規程類を遵守する。

(2) コンプライアンスを徹底するための委員会等の組織体制を整備・運用するとともに、定期的にJXTGグループの法令遵守状況の点検活動を行い、点検結果に対応した適正な措置を講ずる。

(3) 法令違反行為の早期発見および早期是正を図るとともに、法令違反行為の通報者を適切に保護するために、弁護士と連携した内部通報制度を整備・運用する。また、内部通報制度の利用その他の適正な方法によって会社に報告した者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないようにするために、こうした取扱いを禁止する旨を関係する規程類に明記することなど、必要な体制を整備・運用する。

(4) 取締役会の適正な運営を図るため、「取締役会規則」を制定の上、これに基づき、取締役会を原則として毎月1回開催し、十分な審議を経て重要な業務執行を決定するとともに、取締役から適切に職務の執行状況につき報告を受ける。

(5) 社外取締役が取締役会に出席して審議に加わることで、業務執行の決定における客観性の確保および妥当性の一層の向上を図る。

(6) 内部監査を担う監査部を設置し、各部門から独立した監査を実施する。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制を整備・運用するとともに、毎年、その有効性を評価し、必要な是正を行う。

(8) 反社会的勢力との関係を遮断するため、JXTGグループ全体の基本方針を定め、これに基づき、JXTGグループ各社において業務実態に応じた規程類を整備・運用し、その遵守を徹底する。

2. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

(1) 職務の執行は原則として文書によることとし、文書の作成、管理等に関する規程類を整備・運用する。

(2) 法令に基づき取締役会議事録を適正に作成し、また、各職制の決裁書類について、その作成、回付、保存等に関する規程類を整備・運用する。

(3) 会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、機密情報および個人情報を適切に取り扱うための規程類を整備・運用する。また、社内研修等の機会を通じ、従業員に対して、その遵守を徹底する。

(4) 会社法、金融商品取引法および証券取引所の適時開示規則に基づき、事業報告、計算書類、有価証券報告書等を適正に作成するとともに、会社情報の適時適切な開示を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役会および経営会議において、多額の投資等の重要案件を付議するに当たっては、想定されるリスクを抽出の上、当該リスクへの対処方針を明確にする。また、必要に応じ、法務、会計、税務等の外部アドバイザーを起用して、その意見を徴することとする。

(2) 経済・金融情勢の激変、原油・銅地金その他資源価格および為替の大幅な変動、大地震の発生等、JXTGグループの企業価値を損ねるおそれのある各種リスクを適切に識別・分析し、これに対応するための体制および規程類を整備・運用する。

(3) 各部門において、業務遂行上の不正・ミス・損失の発生を防止するための内部統制を推進することとし、このために必要な体制および規程類を整備・運用する。

(4) JXTGグループの事業において、安全確保、環境保全および健康の確保を図ることとし、このために必要な体制および規程類を整備・運用する。

(5) JXTGグループの経営に重大な影響を及ぼす危機・緊急事態が発生した場合に備え、これらの情報を適切に伝達・管理し、損害の発生・拡大を防止するための体制および規程類を整備・運用する。

4. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「組織・権限規程」において機構、職制、業務分掌ならびに職能別・職制別の決裁事項および決裁権限を定め、効率的に職務を執行する。

(2) 取締役会は、業務執行の機動性を向上させるため、重要な業務執行の決定の一部を社長に委任し、経営の基本方針、内部統制システム整備の基本方針等の審議・決定ならびに取締役および執行役員の職務の執行の監督に注力する。

(3) 取締役会決議事項については、原則として事前に社長決裁を経るものとする。また、社長決裁に当たっては、その協議機関として経営会議を設置し、当社および中核事業会社（JXTGエネルギー、JX石油開発およびJX金属の各社）の経営陣による集団的な検討・討議を経て、適正かつ効率的な意思決定を行う。

(4) 中期経営計画において向こう3年間の経営計画を定めるとともに、予算制度、目標管理制度等の経営管理制度を整備・運用する。

(5) 適切な情報管理、業務の標準化・効率化および内部統制の強化等の観点から、最適なITシステムを構築し、運用する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 「JXTGグループ理念」および「JXTGグループ行動基準」については、JXTGグループ各社共通の理念・行動基準としてこれを定め、その浸透・徹底を図る。

(2) 取締役会および経営会議において、グループとしての経営計画を適切に策定し、また、中核事業会社の業務執行案件について適切に意思決定するために、中核事業会社の社長を当社の非常勤取締役とするほか、必要に応じて、経営会議に中核事業会社の役員・使用人を出席させる。

(3) 「取締役会規則」および「組織・権限規程」において、中核事業会社その他のグループ会社の業務執行案件のうち、当社の取締役会および経営会議において決議もしくは決裁または報告する案件を定め、適正に運用する。

(4) 当社と中核事業会社その他のグループ会社の使命・目的、基本的役割、意思決定の権限体系等、グループ運営に関する基本的な事項を「JXTGグループ運営規程」において定めるとともに、JXTGグループ全体に適用されるべき規程類を整備・運用し、これら規程類のグループ各社における共有および遵守の徹底を図る。

(5) JXTGグループの内部統制に関する制度（コンプライアンスに関する制度およびITによる内部統制に関する制度を含む。）について、グループ各社の事業特性を勘案しつつ、中核事業会社その他のグループ会社を包含したものとこれを整備・運用する。

(6) JXTGグループ内部統制会議において、グループとしての内部統制システムの整備・運用状況を確認するとともに、必要に応じて不備への対応について協議することにより、中核事業会社その他のグループ会社におけるコンプライアンス体制、リスク管理体制、効率的な業務執行体制その他の内部統制システムを適切に整備・運用する。

6. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会が定めた監査基準および監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行および監査環境の整備に協力する。
- (2) 監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるように必要な措置を講ずるほか、監査等委員の求める事項について、当社および中核事業会社その他のグループ会社が適切に報告をするための体制を整備・運用する。
- (3) 当社または中核事業会社その他のグループ会社において、重大な法令・定款違反および不正行為の事実、会社に着しい損害を与えるおそれのある事実等を発見したときに、直ちに監査等委員会に当該事実等を報告するための体制を整備・運用する。
- (4) 監査等委員会に対して報告した者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないようにするために、こうした取扱いを禁止する旨を関係する規程類に明記することなど、必要な体制を整備・運用する。
- (5) 代表取締役その他の経営陣が監査等委員と適宜会合をもち、JXTGグループの経営課題等について意見交換を行う。
- (6) 内部監査を担う監査部は、監査計画および監査結果に関して意見交換を行うなど、監査等委員会と密接な連携を保つよう努める。
- (7) 執行部門から独立した組織として、監査事務室を設置し、専任の従業員が監査等委員会の職務を補助する。また、監査等委員会の当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、当該従業員の評価、異動等の人事処遇は、常勤の監査等委員との事前の協議を経て、これを決定する。
- (8) 監査等委員の職務の執行にかかる費用または債務については、会社法第399条の2第4項の規定により、監査等委員からの請求に基づき、当社が適切にこれを負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」において、「反社会的勢力との関係を遮断するため、JXTGグループ全体の基本方針を定め、これに基づき、JXTGグループ各社において業務実態に応じた規程類を整備・運用し、その遵守を徹底する。」旨を定めており、これに基づき制定した「反社会的勢力との関係遮断のためのJXTGグループ基本方針」および「JXTGグループ反社会的勢力対応基本規程」の下で、JXTGグループ全体として反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおります。

V その他

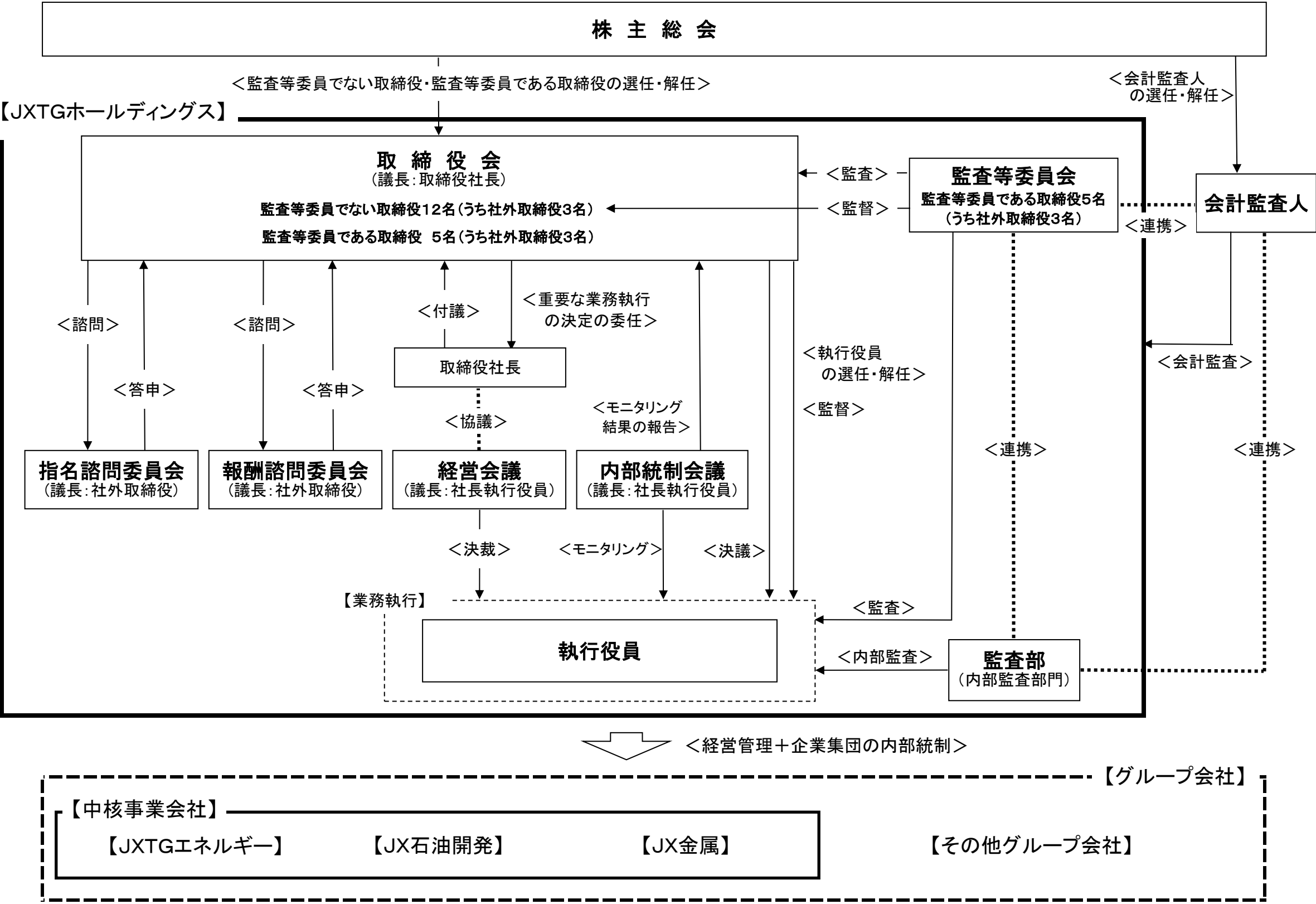
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

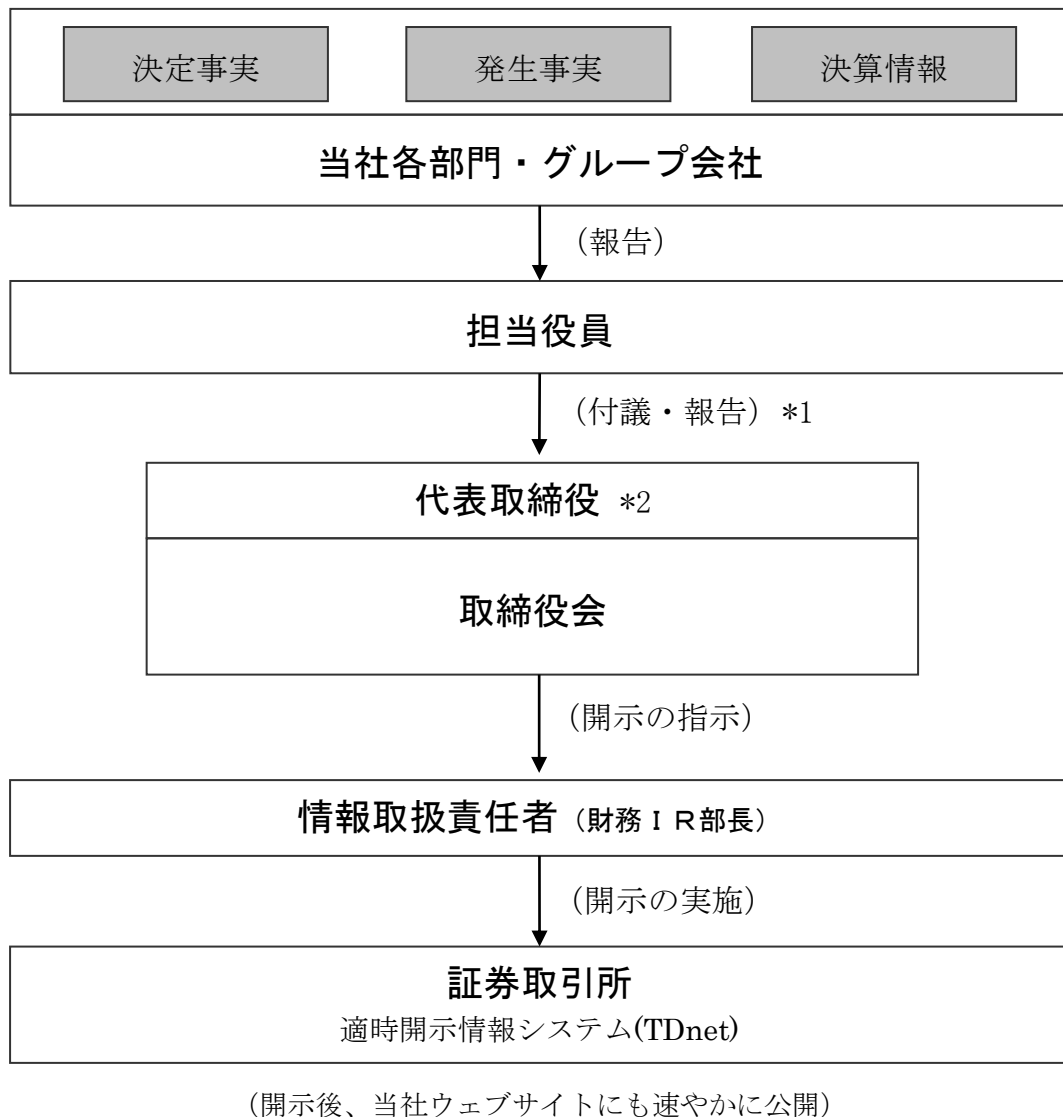
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

JXTGグループのコーポレートガバナンスの体制



適時開示体制の概要



*1 適時開示の要否は、担当役員、総務部長、法務部長、経理部長、情報取扱責任者（財務IR部長）および関係部室長の協議により、判定する。

*2 緊急を要する発生事実に関する情報は、代表取締役の判断により、取締役会への報告を経ずに開示することができる。